

# 仕 様 書

## 1 業務名

公立保育所等（5園）保育支援業務

## 2 業務実施日

令和7年4月7日～令和8年3月31日

## 3 業務内容等

### (1) 派遣先事項

名称	豊橋市 こども未来部 保育課
所在地	豊橋市今橋町1番地
派遣先責任者	保育課長 大岩 博
指揮命令者	別表のとおり
苦情の申出を受ける者	保育課 主査 齋藤 みはる

### (2) 派遣元事項

派遣元事業主	
実施事業所	
実施事業所所在地	
派遣元責任者	
苦情の申出を受ける者	

### (3) 業務内容

公立認定こども園及び保育所における保育支援業務。

なお、緊急対応が必要とされる場合は、臨機の措置として各園マニュアルの定めるところにより必要な措置を行うものとする。

## 4 勤務条件及び就業場所

### (1) 就業日

令和7年4月7日から令和8年3月31日のうち、市の指示する日

### (2) 就業時間

午前8時30分から午後5時15分までのうち、市の指示する時間

※別途シフトに従う

### (3) 就業場所

公立認定こども園及び公立保育所 ※別表に定める

## 5 派遣人員

各日各園1名 ※業務の都合により人員数が変更となる可能性あり

## 6 派遣料金の支払い

毎月の実績に応じて支払う

## 7 派遣料金の算出

派遣料金は、見積書記載の時間単価に実績を乗じ、これに消費税を乗じて算出する。

## 8 安全及び衛生

派遣元事業者及び豊橋市は、労働安全衛生法その他関係法令の定めに従い適切な措置をするものとする。

## 9 派遣労働者からの苦情処理

派遣元事業者または豊橋市において派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、ただちに各々の責任者に連絡し、その責任者が中心となって、誠意をもって遅滞なく、その苦情の適切かつ迅速な処理をはかり、その結果については必ず派遣労働者に通知する。ただし、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情は除く。

## 10 派遣先の規律、秩序の維持

派遣元事業者は派遣先において派遣労働者が指揮命令に忠実に従い、職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則、作業心得並びに次項に定める守秘義務等を遵守し、業務への専念義務、信用失墜行為の禁止、就業上の諸規則などに違反しないよう教育・指導等適切な措置を講じること。これらに違反した場合、派遣元事業者は連携してその責務を負わなければならない。

## 11 秘密保持義務の遵守

### (1) 個人情報保護の取扱等

当該業務を処理するための個人情報の取扱等については、豊橋市個人情報保護条例の規定を遵守すること。

### (2) 派遣元事業者の秘密保持義務

派遣元事業者は、派遣労働者が派遣業務の遂行に際して知り得た豊橋市の業務上の秘密、個人情報、取引先の情報その他本業務の遂行にあたって知り得た情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に使用し、または持ち出さないようにするため、派遣労働者に対して情報の秘密保持義務を遵守させる措置を講じなければならない。なお、派遣期間終了後においても同様とする。

### (3) 損害賠償

派遣労働者が（２）に違反することによって、豊橋市が損害を受けた場合、派遣元事業者がその損害を補償しなければならない。

## 12 派遣労働者の継続性の確保

- （１）派遣労働者の病気、事故等により欠員が生じる場合は、派遣元事業者は責任をもって代替要員を確保すること。代替えについては、速やかに豊橋市へ通知するとともに、後任の派遣労働者に事務引継ぎを行い、以後の業務に支障がないよう措置を講ずること。代替要員については、代替前の派遣労働者と同等の要件を満たすものであること。ただし、豊橋市が代替の派遣労働者の派遣を必要としないと判断した場合には、この限りではない。
- （２）派遣元事業者の都合により派遣労働者の交代をする場合は、確実な事務引継ぎを行い、交代した以降の業務に支障がないよう措置を講ずること。

## 13 労働派遣者の連絡体制の構築

欠勤等の伝達と連絡が即応できるよう、派遣元事業者は、派遣労働者と連絡体制を構築していること。

## 14 派遣労働者の不正等の対応

派遣労働者に次の事項に該当する行為があった場合、豊橋市は当該派遣労働者の打ち切りについて、派遣元事業者に要請するものとし、派遣元事業者は派遣労働者の交代を含めた適切な措置を講じなければならない。

- （１）派遣労働者が、正当な理由なく業務を著しく遅滞させ、また業務に着手しないとき。
- （２）派遣労働者が、正当な理由なく豊橋市の指示に従わないとき。
- （３）派遣労働者の作業状況が、著しく誠意を欠くものと認められるとき。
- （４）派遣労働者に、守秘義務違反に該当する事実があったとき。
- （５）その他、派遣労働者が就業条件に違反し、改善の見込みがないとき。

## 15 損害賠償責任

派遣元事業者は、本件派遣業務を実施する際に、派遣労働者の故意または過失により、豊橋市に直接かつ現実に生じた損害について、賠償責任を負うこと。

## 16 その他

本仕様書記載内容に関して生じた疑義事項については、豊橋市と派遣元事業者において、別途協議のうえ対応を決定すること。

<別表> 就業場所

就業場所	就業場所(住所)	指揮命令者
豊橋市立津田保育園	豊橋市横須賀町林8-1	園長 今村 仁
豊橋市立牛川東保育園	豊橋市牛川町字乗小路 31-6	園長 伊藤 弘道
豊橋市立こじかこども園	豊橋市植田町字一本木 116-151	園長 木下 初美
豊橋市立くるみ保育園	豊橋市松葉町三丁目 8-3	園長 山本 恵美
豊橋市立つつじが丘保育園	豊橋市佐藤五丁目 16-2	園長 高田 洋子